

# 山辺町障害者活躍推進計画

山辺町

山辺町教育委員会

令和2年4月

## 1. 基本的な事項について

### 1 策定趣旨

- 本町では、障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）等に基づき、これまで、「障害のある人を対象とした職員採用選考」の実施や、働きやすい職場環境の整備など、障害者雇用に積極的に取り組んできました。
- 令和元年6月には、障害者雇用促進法の改正により、国及び地方公共団体が率先して障害者を雇用する責務が明示されるとともに、厚生労働大臣が作成する指針に即して、「障害者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画（以下「障害者活躍推進計画」という。）」を作成することとされました。
- 障害者の活躍とは、「障害特性や個性に応じて能力を有効に発揮できること」であり、全ての障害のある職員が活躍できるよう、全体を挙げて取り組んでいくことが重要です。
- 本計画のもと、障害のある職員を含む全ての職員が働きやすい職場づくりに向けて、しっかりと取り組んでまいります。

### 2 策定主体

- 町全体で障害者の活躍推進に向けた取組を推進するため、各任命権者が連名で計画を策定します。

### 3 計画期間

- 令和2年度から令和6年度までの5年間の計画期間とします。
- 計画期間内においても、毎年度、取組状況等を把握・検証し、必要に応じて計画の見直しを行います。

### 4 周知公表

- 策定又は改定を行った計画は、イントラネットへの掲載等により、全ての職員に対して周知するとともに、町のホームページに掲載するなど、適切な方法で公表します。
- 数値目標の達成状況及び計画に掲げる取組の実施状況等についても、毎年度、周知・公表します。

## 2. 具体的な目標について

部局	目標
町長部局	<p>①採用に関する目標 (各年度) 当該年6月1日時点の法定雇用率以上。 (参考) 令和元年6月1日時点の実雇用率 2.97% (評価方法) 毎年の任免状況通報により把握・進捗管理</p> <p>②定着に関する目標 不本意な離職者を極力生じさせない。 (評価方法) 毎年の任免状況通報のタイミングで、人事記録を元に、前年度採用者の定着情報を把握・進捗管理</p>
教育委員会事務局	<p>当局は、町長部局より出向となっている職員により構成されており、職員採用の見込みはない。また障害者である職員も在籍していないことから、職員への障害者雇用促進に係る啓発や資料提供等を実施し、理解を得るよう推進していく。</p>

## 3. 具体的な事項について

### 1 推進体制の整備

- 障害者の活躍推進に向けた取組を持続的・継続的に進めていくためには、推進体制を整備し、計画策定から取組の推進・見直しをしてまいります。
- 障害者の雇用の促進及び安定を図るため「障害者雇用推進者」として総務課長を選任し、全庁的に取組みを推進してまいります。
- 障害のある職員や職場の管理監督者等が相談できる体制を整えるとともに、全ての職員の障害理解を深めてまいります。

### 2 職務の選定マッチング等

- 障害のある職員の活躍を推進していくためには、職員一人ひとりの障害特性や能力、希望等を十分把握し、総合的に検討して業務との適切なマッチングを図ってまいります。

### 3 職場環境の整備

- 障害のある職員が安心して働ける環境を整え、能力・意欲を最大限発揮していくためには、施設や就労支援機器等の整備のほか、管理監督者による障害特性等の把握を通じた合理的配慮の提供を行ってまいります。

### 4 職員の採用・育成等

- 職員の採用等を行うにあたっては、厚生労働省が示している「障害者差別禁止指針」及び「合理的配慮指針」等を十分に踏まえて対応します。
- 採用した後も、OJTや各種研修、人事異動等を通じて、計画的にキャリア形成を図ってまいります。

### 5 優先調達等

- 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下「優先調達推進法」という。）等を踏まえ、町で直接雇用するだけでなく、企業等における障害者の活躍の場の拡大に向けた取組を推進してまいります。

